# 環境問題と地域生活権

# 神田嘉延

(1996年10月15日 受理)

An Environmental Problem and Right of Community Life

Yoshinobu KANDA

目 次

はじめに

第一章 環境保全社会への構造的把握と地域生活権

- (1) 資本主義的生産力発展と環境問題
- (2) 人間的労働と環境保全の見通し

第二章 地域環境権と地域民主主義の課題

- (1) 地域環境権と環境基本法
- (2) 環境保全と生活権的公共性

むすびにあたって

# はじめに

本稿では、大量生産・大量消費・大量廃棄物という歪にみられるように、高度に科学・技術の発達した現代の国家独占資本主義段階の環境問題を地域生活権の視点から明らかにすることを課題としている。地域生活権とは、人間が生きていくうえで自然循環が不可欠であり、それは、地域という生活基盤のなかで行われてきたという意味で使っている。現代は、人間にとって、あたりまえに存在していた空気、水、土、森林が環境破壊によって、危機にみまわれている。この問題を理解していくうえで、大量生産・大量消費・大量廃棄物という資本主義的生産力発展の社会経済的構造を問題にしていかねばならない。そして、人間的労働と自然との関係の本質的な問題把握によって、環境保全社会の見通しがつくられていくことを積極的に提起する。

環境保全社会を構築していくうえで、人権としての環境権の確立が重要である。環境権は、地域 生活のなかで、保障されているものである。地域生活における自然破壊現象は地球的規模の環境破 壊に繋がっていくものであり、それぞれの地域の具体的な地域環境破壊の問題点を考慮せずに、地 球全体の環境破壊問題は理解できない。いうまでもなく、大量生産・大量消費・大量廃棄物の現代 の国家独占資本主義社会は、国境を越え、グローバル化している。

フロンガスや地球温暖化現象など、環境問題が地球規模で問題にされているが、それらは、地域

生活における環境破壊として具体的にとらえていくことが求められている。地域生活における環境権をそれぞれの地域から確立していくことが、地球環境問題を解決する筋道である。それぞれの国際的な地域で起きている環境問題を無視して、また、自らの地域生活権を飛び越えて地球環境問題は存在しない。地域環境権を重視するということは、地域閉鎖的に自己の地域のみを考えているものではないことはいうまでもない。地域環境問題には、国家的な環境政策や国際的な環境保全の条約・宣言等の確立によっての社会的規制や国民的運動、国際的な住民運動が不可欠になっていることを見落としているわけではない。国民的運動や国際的運動の前提に、ぞれぞれの地域での環境保全の課題から出発していくことを強調しているにすぎないのである。

環境保全の社会をつくりだしていくうえで、大量生産・大量消費・大量廃棄物という社会経済システムを自然循環的な再生産、国民のライフスタイルを環境保全のために変えていかねばならないが、このためには、環境保全的な生活権のための公共性の確立が必要である。この公共性は、主体が巨大な生産力をもって資本を集中し、大量生産・大量消費・大量廃棄物を推進してきた独占資本のための国家にあるのではなく、個々の地域住民の人権としての公共性という問題のたてかたであり、経済活動の環境保全のための制約条件を社会経済的につくりだし、企業自身の市場リスク、法的リスクからの経済を問題にしていくという企業モラルの確立を公共性の論理から明らかにすることを意味している。公共性は、二つの見方があることを忘れてはならない。国家は、人権としての環境権の確立のなかで、経済的活動の制約条件として存在することに環境保全のための価値がある。本論では、人権としての生活権的公共性を地域のなかで明らかにしていく方法的な問題提起をおこなっている。環境基本法についての評価も、この視点から問題を整理していく。

# 第一章 環境保全社会への構造的把握と地域生活権

# (1) 資本主義的生産力と環境問題

環境保全社会を考えていくうえで、環境破壊をつくりだしている社会的問題状況を明らかにすることが出発点である。社会的な環境問題の本質的所在は、生産過程における人間の労働と自然との関係にある。環境問題が社会的な問題として、本格化していくのは、近代社会の資本主義の発展による産業革命以降である。

資本主義発展による産業革命は、労働者への労働災害を起こしたばかりでなく、地域住民への大気汚染、産業廃棄物等などにより、住民への健康・安全と環境の保全を軽視した。これは、低コストによる強蓄積要求によってである。資本主義発展による産業革命は、公害問題という社会的な矛盾をつくりだしていった。公害問題が社会的な問題として普遍化していくのは、近代社会による人間の生活を無視した奇形的な科学技術の著しい発展による巨大な生産力発展の結果であることを重視しなければならない。

人間は自分自身もひとつの自然体である。人間が自然に目的意識的に働きかける労働の存在形態

や労働手段の発展に自然調和性が問題にされたのである。つまり、生産力を著しく急激に発展させる産業革命は、労働対象の自然循環性の態様が問われているのである。産業革命以降の生産力の歴史的段階は、自然循環性をもった社会的再生産の循環性をもちえず、奇形的に自然を破壊していく過程をもっていったという教訓を忘れてはならないのである。

マルクスの資本論では、生産過程における人間と自然との関係を原則的にとらえ、環境問題を考えていくうえで、多くのヒントを与えてくれる。マルクスは、労働と自然との関係を次のようにのべる。「労働は、まず第一に人間と自然とのあいだの過程である。この過程で人間は自分と自然との物質代謝を自分自身の行為によって媒介し、規制し、制御するのである。人間は、自然素材にたいして彼自身一つの自然力として相対する」。1)

自然体である人間は、自分と自然との物質代謝を労働行為によって、自然と媒介し、規制し、制御する。そして、自分の生存的目的のために自然に働きかけるのである。「労働過程は、使用価値をつくるための合目的活動であり、人間の欲望を満足させるための自然的なものの取得であり、人間と自然とのあいだの物質代謝の一般的な条件であり、人間生活の永久的な自然条件であり、したがって、この生活のどの形態にもかかわりなく、むしろ人間生活のあらゆる社会的形態に等しく共通なものである $\rfloor$ 。2)

労働過程は人間の欲望を満たすための自然的なものである。そして, 人間が動物状態から抜け出 した文化の初期は労働の生産力も小さいし, 人間の欲望も小さいと。

「文化の初期には、労働の既得の生産力は小さなものであるが、欲望もまた小さいものであって、欲望はその充足手段とともに、またこの手段によって、発達するのである。さらに、このような初期には、他人の労働によって生活する社会部分の割合は、大ぜいの直接生産者によって比べれば目にはいらないほど小さい。労働の社会的生産力が増進するにつれて、この割合は絶対的にも相対的にも増大する」。3)

欲望が小さいことは人間の労働の生産性の低さによるものであるが、労働の生産性が増すことによって、欲望が増大し、他人の労働によって生活する社会的層が絶対的にも相対的にも増大することとしている。

しかし, 労働の生産性が増大しても自然条件に結びつけられていることも見落としてならないことをマルクスは指摘する。

「社会的生産の姿が発達しているかいないかにかかわりなく、労働の生産性はつねに自然条件に結びつけられている。これらの自然条件は、すべて、人種などのように人間そのものの自然と、人間を取りまく自然とに還元されうるものである。外的な自然条件は経済的には二つの大きな部類に分かれる。生活手段としての富、すなわち土地の豊かさや魚の豊富な河海など、労働手段としての自然の富、例えば勢いのよい落流、航海可能な河川、樹木、金属、石炭、等々とに分かれる。文化の初期には第一種類の自然の富が決定的であり、もっと高い発展段階では第二の種目の自然の富が決定的になる」。1)

人間をとりまく自然的条件は、生活手段としての自然と労働手段としての自然とに分かれていく。 労働生産性の発展は、労働手段としての自然の富を重要なものにする。人間にとっての生活手段と しての自然が労働の直接の目的の外に追いやられていく。

社会的分業の発展の自然的基礎は、土地の多様性にあり、熱帯ではなく、温帯の方が自然的に恵 まれていたとする。

「植物の繁茂した熱帯ではなく、温帯こそは資本の母国である。土地の絶対的な豊かさではなく、土地の分化、土地の天然産物の多様性こそ、社会的分業の自然的基礎をなすものであり、人間を取り巻く自然環境の変化によって人間を刺激して人間自身の欲望や能力や労働手段や労働様式を多様化させるものである。一つの自然力を社会的に制御する必要、それを節約するとか、それを大規模な人工によってはじめて取り入れるとか、馴らすとする必要は、産業史の上で最も決定的な役割を演じている |。5)

生活手段にとって恵まれた自然条件は、生存していくうえでの必要な労働時間は少なくてすみ、他人のための剰余労働に可能性を与えていくが、現実性をおびない。他人のための労働を可能とする自然的限界は「産業が進歩してくるにつれて、この自然的限界は後退していく」。6)

人間と自然の経済的条件として、生活手段としての自然の富と労働手段としての自然の富は、労働生産性の低い段階において、人間の欲望の充足にとって生活手段としての自然が決定的な約割を果たすが、労働生産性の発展は、労働手段としての自然を人間の欲望の拡大、多様性として重要な要素となっていく。

手工業的労働手段としての自然の富を最も労働生産性との関係で発達させたのは資本主義的生産 様式の初期の生産力段階のマニュファクチャ的分業生産である。個々の労働者を部分労働化して生 産の効率性を高めたのである。全体の労働過程における様々な機能を個別労働者に徹底的に一面化 させ、部分労働に従属させ、労働の熟練をはかって生産性の向上を行った。

「マニュファクチャは、完全なる労働能力を犠牲にして徹底的に一面化された専門性を訓達の域にまで発達させるとすれば、それはまた、いっさいの発達の欠如さえも一つの専門に使用とするのである。等級段階に並んで、熟練労働者と不熟練労働者へと労働者の簡単な区分が現れる」。"

マニュファクチャは、不熟練労働者をつくりだしているが、熟練労働者が優勢な生産過程であり、その技術的基礎は、手工業的活動の労働用具の発達であり、それに対応した熟練労働である。手工業的活動の道具から機械の転化によって、労働手段の自然的富の役割が決定的に変化した。手労働の道具に替わって、機械が労働手段の中心になって資本主義的な価値増殖過程の労働生産性の手段に機能していく。

原動機,電動機,道具機・作業機という機械体系による大工業に転化することによって,生産過程における人間と自然との関係が根本的に変化していくのである。環境破壊を直接的に引き起こしていくのは,蒸気期間のための石炭の使用によって大気汚染をつくりだしていったのである。

手工業段階における労働生産性は、道具の発展を中心にしており、労働手段としての自然の富と

の関係は重要な要素であった。自然を認識して、目的意識的に自然を有効に利用しての生産力の発展の工夫が行われたのである。

社会的分業の発達によって、生活手段としての自然の富の機能は後退していくが、手工業段階においては、自然的富の関係は労働生産性の向上にとって切り離せないのであった。しかし、機械制大工業は、人間の自然に対する関係を生産性の目的意識から後退させていく。機械の発達が自然に対して一人歩きしていくのである。

社会的分業の発展は、人間の生活手段としての自然の条件の役割を減少させ、人間の生活手段を 市場によって得る部分を拡大していく。自給自足的経済から商品経済へと生活領域が増えていった のである。

このことを決定的にさせたのは、賃労働者の形成である。生産手段を持ちえない労働者は、生活 手段のすべてを労働力の販売である賃金を得ることによって、労働力市場から得るのである。ここ では、生活手段としての自然の条件を自ら個別的に自立して獲得することを奪う。

社会的分業の発展の自然的基礎は、土地の豊かさではなく、土地の天然産物の多様性にあったが、 しかし、社会的分業による基本的な社会的矛盾は、都市と農村の対立になる。「すべてのすでに発 展している商品交換によって媒介されている分業の基礎は、都市と農村との分離である。社会の全 経済史はこの対立の運動に要約される」。<sup>8)</sup>

都市と農村の対立は、生活手段としての自然を破壊していく作用として働く。社会的分業が地域的な矛盾として現れてきたのは、都市による農村の支配である。古代より、都市の発達は、地域の環境破壊となってあらわれた。都市人口の増大により、そのための周辺地域の食糧増産による自然環境の破壊、都市内部の公衆衛生条件の未確立や廃棄物等からの生活環境条件の劣悪性をもっていた。都市形成は目的意識的な生活環境整備が不可欠である。都市は生活における公共性を必然的に要求していくが、人口の急速な増加は、それを無視していく事例が多いのであった。これが本格的に問題にされていくのは、資本による地域的な不均衡発展として、農村の解体による都市への急激な人口増大であり、無政府的な都市計画の状況である。農村は食糧生産をする地域であることはいうまでもないことだが、都市の発達は、農村の居住者以外の多大な食糧生産を要求していく。

農村人口の減少と都市の人口の著しい増大は、資本主義的大工業の生産力発展や効率主義によってもたらされていく。歴史的には、資本の本源的畜積期に農村住民からの土地の収奪を大規模に行い、そして、自由なる賃労働者をつくっていくが、その形成形態は、国、民族、地方によって著しく異なるのである。

その異なる形態は、資本主義発展の歴史的違いという側面ばかりでなく、資本主義に先行する人間と自然の形態が国、民族、地方、地域によって異なっているからである。近代の産業革命は、都市人口を増大させていくが、このことによって、農村の居住者にとっての農業生産力の増大が要求されていく。

農業による自然破壊も都市への食糧供給というなかで起きていく。人間と自然との関係の一体性

が都市に比して相対的に強い農村が都市によって収奪されていく。このことは,人間の自然に対する収奪の過程でもある。つまり,農村と都市の対立は,人間の自然に対する収奪として現れる。

社会的分業の発展は、農業と工業の分離を招き、都市と農村の対立をつくった。そして、資本主義的な畜籍の一般法則として、相対的過剰人口を生みだし、貧困、労働苦、奴隷状態、無知、粗暴、道徳的堕落の蓄積を必然化していったのである。「生産手段の集中が大量であればあるほど、それに応じて同じ空間での労働者の密集もますますはなはだしく、したがって、資本主義的蓄積が急速であればあるほど、労働者の住居の状態はますますみじめになる」。<sup>9)</sup>

貧困層の居住する都市の衛生状況はますます悪くなり、人間の人格の文明的環境が侵され、退廃的な社会関係がつくられていく。公衆衛生的な面の健康的悪化ばかりでなく、人間自身の自然状態が破壊されていくのである。資本蓄積の法則として、貧困の蓄積が行われ、生活手段としての自然状態が破壊されていくことを見落としてはならない。

資本主義的な生産の集中は、商品のコスト競争の強制のなかで、その本性としての労働条件の節約、建物の節約等の不変資本の節約を促進する。「大規模生産が資本主義的形態ではじめて発展するように、一方では狂暴な利潤欲が、他方では商品のできるだけ安い生産を強制する競争が、このような不変資本充用上の節約を資本主義的生産様式に特有なものとして現われさせ、したがって資本家の機能として現われさせるのである。……この節約の範囲は広がって、資本家が建物の節約だと称する狭い不健康な場所への労働者の詰めこみや、同じ場所に危険な機械類を寄せ集めておいて危険にたいする防止手段を怠ることや、その性質上健康に有害だとか鉱山でのように危険を伴っているような生産過程で予防策を怠ることなどにまで及んでいる」。10

大規模な社会化された資本主義的な工場生産は、労働者を犠牲にしての労働環境節約を要求していく。その要求は、資本主義的な利潤欲からであり、商品コストの競争というなかでの不変資本の節約からの資本蓄積の過程からである。この節約は、工場外の公衆衛生の節約も伴っていくのである。工場からでる廃棄物による人体に危険な化学物質や脱硫装置をつけない工場の煙による大気汚染等は、不変資本の節約の論理からである。

不変資本の節約の論理は、商品コストの削減による競争という論理からである。公的な規制による環境保全のための節約を排除するには、資本から独立しての労働者や地域住民の生活権の確立が必要である。

労働者のために快適な職場や地域住民にとって環境保全の設備の充実は、社会経済的にその制約 条件がなければ、コストを下げて競争に打ち勝って利潤率をあげようとする資本の立場からみるな らば、なんの目的もない浪費なのである。

資本主義的生産様式の発達につれて生産と消費との排泄物の利用範囲が拡張される。排泄物の条件は「大規模な作業ではじめて現われるように、このような排泄物が大量であること。そのままの形では利用できなかった材料を機械の改良によって新たな生産に役だつような姿に変えること。科学、ことに化学の進歩によって、このような廃物の有用な性質が発見されること。……廃物の使

用の最も適切な実例を示しているのは、化学工業である。化学工業は、それ自身の廃物の新しい用途を見いだしそれを使用するだけではなく、他の非常に多種多様な産業の廃物をも使用している」。<sup>11)</sup>

廃物の利用は、原料の価格との関係で決まってくる。ここでも資本主義的な即物的なコスト競争の原理が働き、原料の高騰により、廃物利用の刺激がおきていく。廃棄物利用は、技術的な条件以上に資本主義的な市場の価格競争の論理が根底にある。コスト競争の原理のなかで、環境保全をしなかったことによる損害賠償や製造物責任による損害のコストという社会経済的制約条件が重要であることを示している。

原料の価格が安ければ廃物の利用の刺激にはならない。機械や化学の進歩は、技術的に廃物の利用を可能にするが、資本主義的な市場価値として廃物が意味をもってくる条件が必要なのである。

ところで、社会的分業にたいして商品的交換の発達していない社会では、自然的分業が存在する。 この社会的分業においては、環境破壊の現象は起きていない。地域共同社会や農民家族共同体等に 自然的分業の姿をみることができる。

「インドの太古的な小共同体は、土地の共有と、農業と手工業との直接的結合と、固定した分業とを基礎としており、この分業は、新たな共同体の建設にさいしては与えられた計画および設計図として役だっている。このような共同体は自給自足的な生産的共同体全体をなしていて、その生産領域は百エーカーから数千エーカに至るまでさまざまである。生産物の大部分は共同体の直接的自己需要のために生産され、商品として生産されるのではなく、したがって、生産そのものは、商品交換によって媒介されるインド社会の全体としての分業からは独立している。

……共同労働の分割を規制する法則は、ここでは自然法則の不可侵的権威をもって作用するのであるが、他方、鍛冶師などのようなそれぞれの特殊な手工業は、伝統的な仕方に従って、しかし独立的に、自分の作業場ではどんな権威も認めることなしに、自分の専門に属するあらゆる作業を行うのである。このような、絶えず同じ形態で再生産され、たまたま破壊されてもまた同じ場所に同じ名称で再建される自給自足的共同体の簡単な生産体制は、アジア諸国家の不断の興亡や王朝の無休の交替とは著しい対照をなしているアジア諸社会の不変性の秘密を解く鍵を与えるものである」。<sup>12)</sup>

商品交換による社会分業に対して、共同体内の自然的分業は絶えず同じ形態で再生産される構造をもっている。ここでは、農業と手工業の共同体内の自然的分業が存在し、共同体としての自給自足的であり、労働の生産性の発展のない社会である。共同体としての余剰の生産物が商品に転化するが、その余剰は、一定量の生産物地代として、国家の手によってはじめて商品化されるというしくみである。この共同体内の自然分業の生産形態は、自然との一体のなかで再生産されているのである。

# (2) 人間的労働と環境保全の見通し

エンゲルスは、「猿が人間になるについての労働の役割」という論文のなかで、人間が自分の目的のために自然を支配することが、逆に自然に報復されることがあるとしている。人間は自分自身が自然の一部であり、自然の法則を認識して、それを正しく応用していく重要性を次のようにのべている。

「動物は外部の自然を利用するだけであって、たんに彼がそこにいることで自然のなかに変化を生じさせているだけなのである。人間は自分がおこす変化によって自然を自分の目的に奉仕させ、自然を支配する。そしてこれが人間を人間以外の動物から分かつ最後の本質的な区分であって、この区別を生みだすものはまたもや労働なのである。しかしわれわれは、われわれ人間が自然にたいしてかちえた勝利にあまり得意になりすぎることはやめよう。そうした勝利のたびごとに、自然はわれわれに復讐する。

……自然にたいするわれわれの支配はすべて、他のあらゆる被造物にもましてわれわれが自然の 法則を認識し、それらの法則を正しく適用しうるという点にある」。<sup>13)</sup>

そして,自然法則の正しい認識とその法則の正しい適用は,遠い将来の社会的作用の結果を認識 することが自然科学の発展によって可能性を帯びていることを提起している。

「われわれは日ごとに自然の法則をいっそう正しく理解し、自然の昔ながらの歩みにわれわれが干渉することから起こる近い将来または遠い将来の結果を認識してゆくことをまなびつつある。ことに今世紀にはいって自然科学が長足の進歩をとげてからというもの、われわれはしだいに、すくなくともわれわれの最も日常的な生産行動については、そこから当然生じてくるはずの遠い将来の自然的結果をも知ってこれを支配することを習得しうる立場になってきている。しかしそうなればなるほど、人間はますますまたもや自分が自然と一体であるということを感じるばかりか知るようになる  $|_{0}$ 10

自然科学の発展が、遠い将来の結果を認識することを学びつつあり、人間と自然の一体が認識されるようになっていくとしている。日常的な生産行動において、遠い将来の自然的結果を認識する立場にたつことの重要性を教えている。

さらに、遠い将来の社会的作用を認識する以外に大切なことは、生産様式と社会秩序の全体の変革であるとエンゲルスは、問題提起する。「歴史的材料の集積と研究とをつうじて、しだいにわれわれの生産的活動の間接の、遠い将来における社会的作用を明らかにすることをまなびつつあり、またそれによってわれわれがこれらの作用をも支配し規制する可能性が生まれてきているのである。

しかし、このような規制を実現するためには、たんなる認識以上のものが必要である。そのためには、われわれのこれまでの生産様式と、またそれとともにわれわれの今日の社会的秩序の全体を 完全に変革することが必要である。

これまでのすべての生産様式は、すぐさま役だつごく直接的な労働の効果を達成することしか眼

中になかった。それからさきの、もっと後になってはじめて現われ、なんども繰りかえされ集積されることによって効果を生ずるような労働の諸結果は、全く等閉視されていた」。15)

これまでの生産様式は、すぐに役に立つ近視眼的な労働の効果の達成しか求めてこなかったとエンゲルスはいう。この指摘は、現代における効率だけの労働生産性を絶えまなくず追求してきた科学技術の発展の競争のなかでもいえることである。

現代の様々な環境問題の現象は、直接な経済効果を生むだけの労働生産性の論理に重点をおく。 環境問題の大きな要因のひとつには、コスト競争のなかでの利潤率をあげるための近視眼的な科学 技術開発がある。新しく開発された科学技術を具体的にそれぞれの生産現場において応用する場合、 その地域において、将来的にどのような結果をもたらすかという自然環境的な再生産の開発の論理 がなかったのである。人間労働の目的意識性において、自然そのものの認識だけでなく、人間の労 働によっての結果の認識が人間の生存的な視点において必要不可決である。

100年前の産業革命以後にエンゲルスが提起したことは、現代においても重要な視点である。現代はエンゲルスが生きていた時代に比べれば、科学技術は、飛躍的に発展しており、人間は遠い将来の自然的作用や社会的作用を科学的に認識することが可能になっている。

しかし、新しい飛躍的な技術が次々に開発されていくが、新たな環境問題が生まれくる。現代に おいても直接的な労働生産性の効果を達成することしか眼中にないという経営様式の構造は、基本 的に変化していないのである。人間の職人的技能の発展に依存していた時期の手工業的な段階から 機械に依存した科学技術の労働過程は、直接に、利潤率を向上させるための近視眼的な労働生産性 の向上になった。

機械制大工業の生産様式は、人類的な側面からみるならば、生産力発展の革命的なできごとであったが、同時に、人間が自然を大規模に破壊していく歴史的な画期でもあった。労働生産性の効率主義が、人間の労働の自然循環的な再生産的な生産諸力を機械制大工業の論理がおしやっていったのである。

機械制大工業の労働生産性の絶えざる技術開発は、分業の発展を加速させ、自らの狭い労働過程における専門性のなかでの労働の直接な効果のみを求めていったのである。環境破壊が地球的規模で起きている現実は、自らの労働の専門性のもつ社会的な位置、自然循環的な再生産的な側面、地域の生活の結果を考慮にいれずに発展してきた科学・技術開発であった。

それは、科学技術におけるモラルという側面以上に、豊かな生活の環境を向上させていくという 文化的な生活権の論理を無視した資本主義的、または、国家集権的な機械制大工業の生産性向上の 論理に本質的な矛盾がある。

機械制大工業が自然のなかで生きている人間的生活の環境を最も破壊していったのは、国家独占 資本主義的段階、国家集中的官僚的「社会主義」の国家主導の経済発展の結果である。そこでは、 高度に発展した科学技術による国家的な規模の国土開発がある。

自由主義的な経済から国家の介入による経済のしくみは、資本主義的な貧困化、失業、金融、工

業、農業生産の危機という矛盾の結果から生みだされたものであるが、しかし、国家的に即物的な 経済効果をもとめる国土開発施策は、大規模な自然破壊となっていったのである。国家的な経済の 管理は、膨大な官僚機構を拡大再生産し、許認可、行政指導、財政施策によって、社会経済全般に わたって、人々をコントロールし、環境問題を巨大化させていった。

資本主義的な機械制大工業の矛盾の結果として、経済の国家的介入がつくりだされたという歴史的な経過は、経済のしくみにおける公共性の必要性であったが、それは資本集中した独占的企業のための国家的な論理からのものが強く働いたものであった。資本主義的な矛盾を利潤第一主義的な生産的志向におくか、人間生活の向上のためにおくかという対抗的な関係がそこにあるのである。環境を保全していくための公共性による経済の介入は、人間的生活の向上の論理によってしか意味をもたないのである。

国家独占資本主義の段階になって、人々の生活向上を求める産業発展の可能性は大規模になった。 しかし、それが、現実化していくなかで、国家独占資本や集権的官僚機構から自立していく国民的 な運動、国民による生活権的な科学の大衆化の獲得という課題があるのである。つまり、公共経済 をめぐる対抗関係があることを忘れてはならない。

現代の環境問題は、人間と自然の一体となった自然認識を可能とする将来の自然作用の認識や社会的作用の認識というレベルではなく、生産様式や社会秩序の変革の問題なのである。この変革の論理が達成できないでいる社会構造を明らかにする課題が大きい。

将来の自然作用,自然と一体となる社会的作用を問題にする生産様式が現代においても確立していないことに環境問題の根本があり、環境保全をしていくための生産様式と社会的秩序の変革をどのように描き、それをどのようなプロセスで達成していくかという見通しが求められているのである。

人間は自然的、社会的作用の認識の発展、つまり、科学の発展によって、より自由になっていく。エンゲルスが「自由と必然」でのべた人間が自由になることは必然性の洞察であると強調しているが、自分達自身の自然性の自己認識が環境問題から開放されていく前提である。環境保全のためにも、この科学的認識作用の大衆的展開が求められているのである。「意志の自由とは、事柄についての知識をもって決定をおこなう能力をさすものにほかならない。……自由とは、自然的必然性の認識にもとづいて、われわれ自身ならびに外的自然を支配することである。したがって、自由は、必然的に歴史的発展の産物である。動物界から分離したばかりの最初の人間は、すべての本質的な点で動物そのものと同じように不自由であった。しかし、あらゆる文化の進歩は、どれも自由への歩みであった」。16

このことは、人間と自然の関係においても将来の自然的、社会的作用を見通した人間生活の自然循環的な科学技術の応用的認識が、人間をより自由にしていくことを意味している。自然に対する人間の恐怖から人間は科学的認識の発展により自由に自然を畏敬していく認識として進むのである。ところで、生産、消費、分配、交換という社会の経済関係があるが、環境問題を考えていくうえ

で、社会の経済的な関係の中心は、生産的な関係である。これらの経済的社会関係は、それぞれの 文化的なライフスタイル、生活意識、コミュニュケーション生活、社会的生活習慣・秩序、法、政 治構造、芸術、イデオロギー等の分野との関係をもっていく。

環境保全ということを社会経済的に確立していくしくみをつくりだしていくためには、生産の対 局にある消費が生産に反作用していく構造が大切である。消費が、生産に対して反作用していくう えで、消費者の生活権的な確立と同時に、消費者が自然循環していくライフスタイルに価値志向を 変えていくことが求められている。消費者のライフスタイルは、自然循環的再生産に大きな影響を もつのである。

生産は、消費における使用価値的な意味をもたなければ、交換的価値をもたない。消費によって、 生産物は、現実の価値をもつ。機械制大工業による大量生産は大量消費をつくりださなければ、意味のない生産物になる。生産と消費の媒介運動によって再生産構造がなりたっていくのである。機械制大工業によっての大量生産が環境を破壊すれば、消費生活も環境を破壊していく。

大量生産は、二重の意味において、環境を破壊していくのである。直接な労働の結果による有毒物質の発生による大気汚染、工場の排水、土壌汚染ばかりでなく、交換によって、消費生活過程における環境破壊があるのである。大量生産と大量消費という構造は、地域生活の領域から国家の範域も越え、国際的な効率性による分業体制を進行させ、地球的規模での環境破壊をつくりだしていく。

ここには、生産と消費という媒介に地域生活という環境権的生活構造が浮かびあがってくる。そこでは、消費生活過程における大量生産、大量消費の物質的価値志向、利便性第一優先のライフスタイル、消費的生活、自己中心的な生活の問題性が明らかになってくる。

国家独占資本段階,集権的官僚的「社会主義」においては,国家の意味が独自にあり,公共性における生活権主義にもとづく参加民主主義による生産,分配,交換,消費という全社会経済的過程の環境保全的コントロールの必要性が社会的矛盾状況のなかで,人々に認識されていき,その社会的な対抗関係がつくられていく。ここでは,環境保全の法,国家・地方行政機構の監査,社会的規制,制裁をめぐる関係がでてくる。環境アセスメントや製造物責任をめぐる対抗関係問題は,その典型である。

近代の科学技術の発展は、人間生活と自然という総合的な地域社会生活の問題を考慮せず、専門 分化された科学技術主義によって、効率的な分業化された労働生産性を第一主義とする生産力主義 に貢献してきた。

労働生産性を第一とする生産力主義的な労働の分業化は、人間を極度に部分化するが、科学技術 労働もそれに、従属していった。人間自身も生物としての自然体であり、人間の生活は自然の循環 の営みであることを意識化せず、科学技術の発展が進み、日常的な人間生活と自然の関係が分離し ていったのである。細分化されていく専門的な労働による科学の発展による技術の応用や教育の発 展のなかでは、資本や集権的国家施策の従属になるものである。環境保全的生活権のためには、自

立した人間的諸能力の形成が必要不可欠になってくる。社会的矛盾によって,この必要性は,生活権の運動の拡大によって必然化する。

環境保全社会への構築において、近代化していくなかでの効率的な労働生産を第一とする奇形的な生産力主義による科学技術の矛盾状況を問題にしていかねばならない。この問題をつくりだしていった推進力は、資本主義的な科学技術の充用であり、自然と共にある地域生活権を無視した分業化、合理化による効率主義である。

この目的合理的な効率主義は、同時に官僚主義的な社会構造をもつくりだしていった。この際限なく発展してきた奇形的な生産力発展と官僚主義的生産構造は、人間が自然のなかで生きていることを無視し、環境問題をつくりだしているのである。

環境と経済発展の調和論の強調は、自然に対して、人間生活が独自性をもっているという自然と 人間生活の二元論的な見方である。経済発展を損なわない程度の環境との調和ということで、人間 生活が自然に対して優位にたつということで、結果的には、すべての人間の生活ということではな く、産業活動の発展によって利益をあげるという人々を指している。ここには、環境保全の完全な る実施ということではない。この二元論的な見方は、人間生活そのものが自然的な行為であり、人 間の生活は、自然の恵みがなければ生きていくことができないのである。自然を破壊していく人間 の行為は、人間自身の生活を滅ぼしていく過程でもあるのを見落としている。

人間と自然の関係は、人間が自然のなかで無意識的になっているという意味ではない。人間が動物などの自然界から独自性をもっているということは、人間は目的意識的に自然を認識して、労働との関係で生存をしていくことである。自分たちの生存を仲間とともに生存のために協同して自然に目的意識的に働きかける労働をすることが人間の特徴であることを見落としてはならない。

人間は自然界のように自然淘汰主義的に生きているのではなく、社会的存在として仲間をもって 共同の生活の営みをしている。人間はまさに自然状態としての類的な存在なのである。人間の労働 の歴史は、自然を目的意識的に認識して、生活のために目的意識的に生産物をつくりだしてきたこ とである。自然の法則を発見し、認識することによって、人々は生産力を増大し、自然との関係が 意識的レベルにおいて自立していくのである。

自然から人間が自由になっていくということは、自然を物理的に科学技術の応用によって支配していくことではない。その自然にたいする人間の傲慢さは、自然環境破壊となって、自然物である人間におそいかかってくるのである。自然を認識し、文化的にも自然のうるおいをもっていくことによって、人間は自らの自然との関係を調整し、自然循環的生活をつくりだしていく。

山は、人間の生活にとっての不可欠な水の恵みを与えてくれ、木の実、山芋、薬草、推肥・肥料等のさまざまな幸を人間にほどこしている。また、人間の精神的な面の充実や健康にと、すがすがしい風と緑をよび、生きる活力をひきだしてくれる。自然認識を科学的に認識できていない時代において、人間は、自然を守るために、山を神として、自然そのものを信仰の対象として、畏敬と崇拝の対象としたのである。

人間は自然の偉大性を日常生活で認識してきたことは、習俗のなかでみることができる。古来より、人間は、森の神、山の神、風の神、太陽の神等自然を神として、仰ぎ、ときには自然災害などによる恐怖の対象としてきたのである。採取経済から農耕文化までの人間の労働の歴史は、この自然の神を崇拝する習俗の掟を守ってきたのである。自然の畏敬と恐怖に対する信仰の対象から現代の科学の発達の時代における人間が、自然とともに循環的に生きてきた生活意識を発展させるために、自然認識の科学的な大衆化とともに学びとることが必要になっている。自然循環的な科学的認識の確立できない段階における習俗のなかにある環境保全の役割を見落とせない。

例えば、屋久島の開発における環境保全の歴史性は、近世の手労働段階における開発が自然を畏敬し、自然の再生力をもった循環的なものであったのである。この再生力を可能にしたのは、発達した鋸等の道具を使用しているが、手労働の段階という生産力段階であったためである。伐採と運搬過程における人々の共同作業が村ぐるみで行われたのである。

むらの自然の畏敬の行事が、自然を清めている。御獄の権現様へ村の青年の代表者がお参りすることは村の人々にとって生活の必須であった。権現様に木を伐採する許しがなければきってならないという掟があったのである。村人は、自然の山の神である権現さまと語り、自然をじっくりみつめながら、みんなで木の伐採の計画をつくり、自然への観察、人間の自然との関係をとおして、自然の再生可能な範囲にとどめたのである。自然そのものを神としているアニミズム的精神を習俗の生活のなかでみることができる。

屋久島には神の山、神木としてあがめていた時代があるが、現代のように、技術が高度化しての 大量生産・大量消費・大量廃棄物の社会のなかで、人間は自然そのもののさずかりであり、人間自 身も自然の掟のなかで生きてきたという人類史的認識をもつうえで大切な精神文化である。その自 然を大切にする精神が、現代的に高度に発達した科学、技術文明と結合するというあらたなアニミ ズム的精神を評価する段階にきている。

多くが機械的、人工的な効率の論理でつくられている現代社会のなかで、素朴に人間の心にあった自然を楽しみ、味わう生活文化の創造が必要になっている。権現様に住民の幸せのため木が伐採できるように祈願した意味は、自然再生への人間的な労働の姿として、積極的に評価する意味があるのではないか。屋久島の住民は、木を伐採した後には、花をたてて拝がみ、自然に対する感謝の念と、自然の怒りを常におそれていたのである。

自然は人間に恵みを与えてくれるが、災害という不幸をもたらすのである。このためには、自然 の怒りのないように人々は工夫をして、自然の力によって、災害からの防御の工夫をしたのである。 この生活習俗のなかには、開発における自然循環の掟があった。

このように、人間の自然に対する畏敬と恐怖の精神が習俗のなかにみられるように、開発における人間の自然に対する傲慢さがないように常に心掛けていたのである。屋久島が世界遺産に指定されたということは、自然生態そのものばかりではなく、持続可能な開発と環境保全のあり方の教訓を積極的に学びとることが大量生産・大量消費・大量廃棄物を進めている現代人の生産と生活のあ

り方にとって大切なのではないか。

屋久島は昔から原生林に人間の手が届かなかった地域ではない。近世の薩摩蕃にとっては、屋久 杉は重要な収入源で、江戸時代に屋久杉の多くが伐採されてきた事実を重視する必要がある。ここ では、自然の力で世代交代できるように開発してきたということであり、人間の開発における自然 との共生によって、屋久島の自然が残されてきたという教訓がある。屋久島には、雨が多く、湿度 が高いということから、常に自然再生できる豊かな自然の力があったのである。

屋久島の環境破壊が問題にされてきたのは、明治以降の日本の近代化による大量の伐採によってであり、それもチェンソーの導入によっての伐採の機械化によって著しく進んだ。そこでは、習俗としての自然に対する畏敬と恐怖からの行事は衰退していったのである。

環境保全の運動は、人間集団が特権的に環境を利用することではなく、「より意識的に、地域社会の生活者にとって、また地球上で生きづいているすべての生物にとって、さらに、のちに誕生してくる生命にとって望ましい環境をつくることである」と飯島伸子氏はのべる。170

以上からわかるように、環境問題を本質的につくりだしている経済的社会関係の設定だけでは、環境問題の解決の展望をつくりだしていくことにはならない。人間が主体的に環境保全をしてきた運動や地域の習俗、人間の意識、慣習等なども含めて環境問題を考えていかねばならない。それには、自然科学との協力と社会科学的な総合的な視点が求められている。環境問題を社会学的に問題にしていく視点は、社会学が固有にもっている社会調査的な実証性と同時に、総合的な環境問題を対象とした社会科学的方法や自然科学的な環境論の接点が求められる。大量生産と大量消費に対抗していく自然循環的再生産をつくりだしていく論理は、環境保全的地域生活権の構築である。地域生活の論理を地域の自立、地域の民主主義の形成のための人間的諸能力をも含めて、実証的に展開していくことが、環境保全を具体的に展望していく地域社会学にとって必要である。

# 第二章 地域環境権と地域民主主義の課題

# (1) 地域環境権と環境基本法

地域環境権とは、人間の健康で文化的な生活を保障するためにおいて、地域の環境権が不可欠であることを意味している。地域環境権は、生活権における人間生活と自然のもつ地域性を内包している。地域環境権は、人間が自然的存在であり、自然のなかで主体的に生きているという人間の尊厳の内容を含んでいる。環境権は地域のなかで人間らしく生きる権利として、その権利を保障するために国家、地方自治体が責任義務をもっている課題であり、地域住民が公共的な生活権として、国家・地方自治体や企業に対して集団的な交渉権、地域開発における環境に与える影響の事前評価権、環境に関する情報公開権、環境保全監査権、地域環境保全の参加権をもっている社会的な権利である。また、地域住民の環境権は、労働者の安全衛生の職場環境権の問題とも密接に結びついているものであり、労働者の権利との問題とも関連している。環境権は、労働組合としての基本的な

運動課題でもある。

日本国憲法25条の「人間らしく生きる権利,国の社会保障的義務」と28条の「労働者の団結権と 団体行動権」と同列のなかでの社会的な権利であり、憲法92条の地方自治の本旨というなかからの 地域住民主権という内容をもっているものである。環境権は生活の権利の地域協同性という側面と 環境保全を住民自治による参加民主主義を保障していく側面とがある。環境保全のための住民自治 を保障していくためには、地域住民の環境保全に関する学習権が不可欠である。

環境破壊が科学技術の奇形的な資本主義的な独占の充用によってもたらされたものであり、さらに、国家の集権な官僚的独占による開発施策の責任が大きい。これらのことは、科学技術の専門家の独占的支配からの解放の課題もある。科学の大衆化、科学の生活化という科学技術をめぐる民主主義的な作用なくして、地域環境権は内実化していかないのである。『資本から自立した大量生産、大量消費という生活価値志向の克服過程は、個々の地域住民の生活協同性、地域環境権への協同性の事業によって、健康で文化的な地域生活の確立ができるのである。それは、個人的な問題ではなく、地域の協同的な自治能力の形成過程でもあり、生活権的なことからの公共性の論理が含まれている。この生活の公共性の確立は、例えば、自動車の廃棄ガスをおさえるための自動車の交通量を抑制するための公共交通機関の発達、大量廃棄物になる商品ではなく、リサイクルを可能とする商品開発や商品購入を社会的生活として、その回収を販売者への義務づけなどを求めていく社会経済システムの構築の課題である。

環境基本法が、1993年11月に公布、施行されて、日本の環境保全行政も大きな転換を迎えている。 しかし、環境アセスメント法が1996年段階でも成立していないことや環境保全行政における参加民 主主義、情報公開のしくみがないなかで人権としての環境権的な面の社会経済的システムの充実に は、多くの課題をのこしている。環境権を人権としてとらえることは、環境保全を侵す汚染者の責 任を明確にしていくことでもある。

つまり、環境汚染者の負担原則を位置づけていくことである。環境保護を犯したものにたいしては社会的費用の負担をさせ、社会的責任を求めていくことが、企業や国家の開発を環境保全的にさせる経済的な面からの効果である。環境保全を怠ったことによる企業倒産や国家の莫大な財政支出は、大きな社会的経済損失になるからである。この社会的経済損失を防止しようとする環境ビジネスが生まれてくるような社会経済システムをつくりだしていくためにも人権としての環境権に経済活動をあわせていくことが求められる。

環境基本法の成立過程において、環境権が大きなポイントになったが、政府答弁は、具体的な権利でないという考えをもっている。その理由は、侵害行為の差止めだとか、損害賠償の根拠となる実体的権利の法的定説がなく、環境権を法に明記することは困難としている。そして、憲法的には、第25条第一項の「国民は健康で文化的な最低限度の営む権利を有する」という内容で環境保全の施策を位置づけているというのである。環境基本法第三条における基本的理念において環境権の趣旨はもりこまれているというのが環境庁の企画調整局の解釈である。18)

環境基本法の第三条に基本的人権としての環境権の趣旨がもりこまれているという環境庁の解釈であるので、その条文からその検討に入る。条文は次にのべるとおりである。その第三条では、「環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙に均衡を保つことによって成り立っており、人類の存続の基盤である環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない」とのべている。

生態系と人間の生活の均衡をたもつ環境の保全が人間の健康で文化的生活に欠くことができない 条件であるということから現在、将来の世代が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるように適 切に施策をしなければならないことと規定している。しかし、環境保全を犯す企業活動、経済的開 発に対する地域住民の権利問題が明確にされていない。環境を損なう具体的な問題の所在と責任が あいまいなことが環境基本法の問題点である。

第二条の公害の規定のなかに、事業活動その他の人間活動に伴って生ずるということで、事業活動の用語が挿入されているが、その責任問題は展開はされていない。第三条の基本理念のなかでは事業活動は入っていない。人間活動による環境への負荷によって環境問題が起きるという人間活動一般にすりかえている。環境を損なう責任問題を理念的にくみいれていくことは、環境権という基本的人権問題のなかで環境保全を考えていくことである。

環境基本法の理念があいまいのなかで、環境基本法は、第三条の基本理念にのっとりということで国、地方公共団体、事業者の責務が規定されており、環境権ということからの国、地方公共団体、事業者の責任が不明確にされているのである。第三条の基本的理念の解釈が環境基本法にとっては、きわめて重要になっている。

1972年に採択された「国際連合人間環境会議の宣言」の第一原則では環境に関する人と権利と義務が明確にのべられ、環境を破壊する人種隔離政策、差別、植民地支配等は、非難され、除去されなければならないと次のように指摘している。

「人は、尊厳及び福祉の生活を可能とする質の環境において、自由、平等及び適切な生活水準への基本的権利を有するとともに、現在及び将来の世代のために環境を保全し改善する厳粛な責任を負う。これに対して、アパルトヘイト、人種的隔離、差別、植民地的及びその他の形態の抑圧、並びに外国の支配を促進し又は永続化する政策は、非難され、除去されなければならない」。19)

国連の人間環境会議の宣言では、自由、平等、生存権と同じように人間の尊厳として、環境保全 の意義がのべられている。

また、「環境と発展に関するリオ宣言」では、環境保全に対する人民の参加を次のように強調している。

「環境問題には,すべての関心ある市民が関連のレベルにおいて参加することによって, もっと

もよく対処することができる。国のレベルにおいては、すべての個人は、自らのコミュニティーにおける有害な物質及び活動に関する情報を含めて、公権力が有する環境情報に適切なアクセスを行い、及び政策決定過程に参加する機会を有することにより、公衆の自覚及び参加を容易にしかつ奨励する。賠償及び救済を含めて、司法手続及び行政手続への効果的なアクセスが提供される」。20

環境問題に対して市民が参加するということは、市民の人権の行使ということで、環境アセスメントや環境政策決定過程に参加する機会を有するということである。政策決定に参加していく機会の提供は、市民自身の環境問題に対する自覚と参加を容易に奨励することであると、環境教育の方法における市民参加の役割をのべている。さらに、賠償や救済の司法、行政手続きの効果的なアクセスのために市民参加としての環境情報の公開を指摘している。環境保全ということは市民としての権利であり、環境政策決定の市民参加や情報公開等の地域民主主義の発展が大切な課題になっている。

環境基本法を制定していくうえでの情報公開は、提供される情報に科学的知見が得られない場合や情報提供の手続き、要件が明らかになっていないということなどから無限定な情報公開の義務づけはすべきではないとしている。情報公開は多くの検討する課題があるというのが政府の見解である。<sup>21)</sup>

ODAや海外での事業活動における環境配慮についての政府の見解は、国内と同水準の規制措置を行うべきではないとしている。これは、相手国の主権を尊重するためであるとしている。主権の名のもとに日本の公害の輸出を容認しているのも政府見解である。日本の企業が海外で事業活動をするうえでの環境保全の基準は、日本国内の環境保全の水準は適用しないという立場である。<sup>23</sup>

発展途上国では、先進国工業国に比して公害問題の蓄積がなく、その対処にしても不十分であることは否めない。公害問題のたくさんの経験とその規制の重要性を蓄積してきた先進工業国が海外で産業活動をしていく場合、自国での経験と蓄積のうえで、活動していくことは企業モラルである。それを怠ることは、新植民地主義的な経済的侵略であり、公害問題が起こることの認識が明確であることによっての企業活動は、他国の国民に対する目的意識的な人権侵害である。地球的な環境問題が問われる現代で、公害問題は、国境がないという国際的な常識を見落としてはならない。

ところで、環境庁はこれまでの公害行政と自然保護行政の区分をこえた快適な環境づくりという一層包括的な積極的行政を行うことが必要であると次のようにのべている。「環境庁設置当時の公害行政、自然保護行政は、公害を防止し、良好な自然環境を保護するという施策が中心であった。いわば、環境にとってのマイナスを防ぐことに力点がおかれたのである。その後、国民世論の高まりを踏まえ、昭和50年代の環境行政では、快適環境づくりの取組も始まった。これに対しては「公害隠し」といった批判もなされたが、環境行政を一層包括的基礎の上に位置づけるものとする効果には大きなものがあった」。<sup>23)</sup>

昭和42年制定された公害対策基本の目的では「国民の健康で文化的生活を確保するうえにおいて 公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、事業者、国及び地方公共団体の公害の防止に関

する責務を明らかにし、」というように公害対策の基本目的のなかに、明確に企業、国、地方公共 団体、住民の責務を規定していたのである。

公害問題から環境問題の概念の広がりは、人間生活のあり方を自然との関係で総合的に考えていくということで意味をもっているが、大量生産・大量消費・大量廃棄物という資本主義的な国家的独占の機械制大工業の発展によって進んできた社会問題を隠蔽することではない。

環境問題において、企業の環境責任が極めて重要なのである。国際的には、企業の責任として、 バルディーズの原則の実現の運動や緑の消費主義革命の運動が起きている。これらの運動は、単に 外部的な強制によって、企業の環境問題に対策をおしつけるということではなく、企業をとりまく 環境保全の制約をつくり、企業戦略としての環境保全を志向させていくという考えである。

バルディーズの原則は企業の環境保全の責任を主要な問題として次のように宣言している。

「各企業は、自らの環境問題について主要な責任者であるとの認識を持ったうえで経営にあたるべきであり、また利潤追求は、それが地球の健康状態と保全とを損なわない限度において行われるべきであるものと信ずる。企業は、次世代が生存するに必要なものを手に入れる権利を侵害するようなことは、決してしてはならない」として、1.4物権の保護、2.7 天然資源の持続的な活用、3.6 廃棄物処理とその量の削減、4.1 エネルギーの知的利用、5.1 リスクの減少,6.1 安全な商品やサービスの提供、1.1 損害賠償、1.1 指書賠償、1.1 情報公開、1.1 環境問題の専門取締り役および管理者の設置、1.1 評価と年次監査の提案というように1.1 項目の提案をしている。1.1

それは、企業の経営戦略における制約条件としての法的リスクと市場的リスクを強調する見方である。法的リスクは、環境法の整備によって、汚染者が原則的に汚染の費用を負担するという「環境と発展に関するリオ宣言」の16原則の理念である。それは、国の権限によって、公共の利益や国際貿易と投資に環境コストの内部化の制約条件を整備するという考えである。汚染させたことによる環境浄化費用の責任企業の負担と損害賠償ということで莫大な費用負担がかかるという制約条件である。市場リスクは、環境の配慮が欠如したことにより、消費者、投資家、労働者から批判を受けて、売上の減少、資金調達、人材の確保に困難をきたすということである。

1980年代末のグリーン・コンシューマリズムというイギリスにおきた市民運動は、環境に配慮した商品や環境保全に役立つ商品の購入と普及を草の根的な消費運動として進めてきたのである。この運動は消費者が企業の経営決定に影響を行使できる道を開いたといえよう。25)

しかし、消費者が企業の経営に影響を与えていくことと経営の参加民主主義や意志決定に参加するという次元とは異なることはいうまでもない。それは、市場をとおして間接的な消費者の意志を伝えていくということである。消費者運動によって、国家独占の資本主義的な経済の体制を変革して生活者中心の民主的な展望を切り開くということではない。直接的に消費者が使用する商品開発において、消費者自身の意識を無視できないという意味でのことである。

グリーン・コンシューマリズムのような企業の経営戦略への影響としての市民運動の重要性を否 定するものではないが、同時に、労働者の経営参加への民主主義によって、自己の労働が環境保全

や社会進歩に貢献していくという運動が必要である。つまり、自らの直接的な労働をとおして人々の幸福をもたらすということや地域の生活を豊かにしていくという人間的喜びの条件づくりが重要である。

ここには、労働疎外からの解放の道筋が求められている。職場の民主主義、労働権や労働基本権が保障されるための労働組合の役割があることを忘れてはならない。労働疎外からの解放による環境保全を強調することは、国家独占資本のなかで、開発政策における環境保全の問題、環境アセスメントによる住民参加の確立、国家の環境保全のための有効な立法措置等の国家の環境保全の責任と役割を軽視するものでは決してない。

企業の行動を環境の面からチェックする環境監査の役割も環境保全型の企業をつくっていくうえで大切である。ECでは、1993年6月に正式に採択された環境監査制度は、内部的な監査ばかりでなく、公証環境検査人による外部監査の認定のしくみをとっている。この制度は、1995年3月より運用されている。製品の国際規格を作成する国際標準化機構(ISO)では、企業の環境管理システムを促進するため、国際規格を1993年6月より1995年6月まで検討し、環境監査、環境管理システム、環境影響を表示するラベルの策定方法、製品規格の環境側面等の国際規格を決定している。250

この決定は、1996年10月より発効する。発効により、企業は、環境対策の基本方針を決めて広く 周知することが義務づけられ、省資源、省エネ、廃棄物削減とリサイクルの目標が規定されたので ある。そして、環境管理状況を記録していくことも義務づけられた。これらの企業の環境管理を保 障するためには、外部監査が求められている。

この国際標準機構は非政府組織ということから国際法の拘束はないが、国際的な取引の資格要件として国際標準化機構の認証が拘束力をもっていく。企業の環境管理、監査システムの普及が原料調達からはじまって各生産過程、流通過程、消費過程へと目標をもっていくことが要請されていく。政府や地方自治体が物品を購入するうえで、環境を配慮した商品の調達が重要である。さらに、公共事業の発注においても同様である。この国と地方自治体の「グリーン調達」がエコ商品、エコ事業を普及させていく大きな力になる。

環境問題という概念のひろがりは、直接な公害排出の問題現象ではなく、現代の大量生産・大量消費・大量廃棄物の問題を生産、分配、交換、消費の過程の全体によって、また、個人生活主義や利便性・効率性を徹底的に求める人間の生活スタイルのあり方を自然循環性との関係で見直していくことも含むものである。これらは、自然と人間生活をみていくライフスタイルの確立ということでの価値観の転換ということで、自然破壊の現実を軽視するものでは決してない。環境問題の社会学的とらえ方は公害問題の理論の蓄積を基礎にしての人間の全生活過程と自然循環性を明らかにしていく発展的課題である。

この意味で、公害規制をさらに、人間生活の自然循環性ということから生産、分配、交換、消費 という全社会経済的生活過程の再生産のなかで、社会的規制を構築していくことが課題となってい るのである。決して、規制緩和による自由市場経済のなかでのの企業モラル、消費者のモラルとい

う次元では環境問題は解決しない。環境保全のモラルが有効に働くのは、それを犯したものへの社 会的制裁が必要であり、事前に防止していく社会的規制、住民の事前査定、監視の参加民主主義が 重要なのである。

# (2) 環境保全と生活権的公共性

大量生産・大量消費・大量廃棄物の社会経済のしくみは、資本主義的機械制大工業の支配する自由市場によってつくりだされたものである。それは、私的資本の利潤追求の欲求と巨大な生産力化による社会的矛盾の結果である。この大量生産・大量消費・大量廃棄物のしくみは、農村の人口を都市に一極に集中させ、巨大都市をつくり、自然と共に生きる人間の生活を奪い、様々な都市問題をつくった。この大都市問題に、自然のなかで生きる人間的生活権の矛盾が集中しており、生活権的公共性の多くの課題が含まれている。

資本主義の産業革命の初期においての公害問題は地域住民生活を侵す工場の煙、排水、化学物質の流出等の大気汚染、水質汚染、土壌汚染の直接的な公害問題が中心であったが、現代の大量生産・大量消費・大量廃棄物の社会では、自然保全を生産と労働のレベルの問題から全社会経済過程の問題へと広げており、多くの人々の目に環境問題が写るようになっている。これは、生産、分配、交換、消費という過程全体について人間生活における自然循環的社会的経済システムを確立していく公共性の論理が必要になっていることを意味している。

さらに、人類の歴史において開発問題は、自然環境の破壊と直接にぶつかってきた。この広がりは、生産過程における問題を拡散するのではなく、生産過程へと社会経済的矛盾をむけていく視点からの広がりを意味している。例えば、消費者主権や生活者主権を強調することによって、生産過程から生ずる自然破壊の矛盾に対する社会的規制ではなく、市場の原理のなかで消費者のモラル向上によって、環境に問題を起こす商品が駆逐されていくという論理を一面的に重視するものでは決してない。消費者主権が生活権的公共性へとなって、企業に対して、責任をとれる社会経済のしくみの構築の視点が大切なのである。

人類史上において、開発によって自然が破壊され、人々の生活に大きな被害を与えてきたことは、 エンゲルスも自然弁証のなかで次のように指摘したのである。

「メソポタミア, ギリシャ, 小アジアその他の国々で耕地を得るために森林を根こそぎ引き抜いてしまった人々は, そうすることで水分の集中し貯えられる場所も森林といっしょにそこから奪いさることによって, それらの国々の今日の荒廃の土台を自分たちが築いていたのだとは夢想もしなかった。

アルプス地方のイタリア人たちは、北側の山腹ではあれほどたいせつに保護されていたモミ森林 を南側の山腹で伐りつくしてしまったときに、それによって自分たちの地域でのアルペン牧牛業を 根だやしにしてしまったことに気づかなかった。またそれによって一年の大半をつうじて自分たち

の山の泉が涸れ、雨期にはそれだけ猛威をました洪水が平地に氾濫するようになろうとは、なおさら気がつかなかった」。<sup>27)</sup>

このエンゲルスの指摘は,自然との関係の深い農業開発の問題であり,道具も手労働の段階の生 産力であり、都市の発展という問題が背後にあるが、大工業の発展による公害問題ではなかった。 この農業開発には、ギリシャ・ローマの都市共同体であっても共同体の強制が強く働いていたので あり,自由に個々の農家経営がふるまっているのではなく,村落共同体の生産と生活が結合されて いるなかで起きたものである。ここでは,共同体的な生産・生活の「共同性」が強固に存在したの である。自然破壊は共同体それ自身の責任として問われたということを見落としてはならない。公 共性と共同性ということで、山本英治氏は、公共性とは、人間の営みにおける共同性を前提とし、 その共同関係を普遍化したものに他ならないととらえ、公共性は、当然市民社会の領域における人 間の共同関係に基づいて組み立てられ,さまざまな私的利害を市民が主体的に調整していく構造を もつものであるとする。そして,共同性としての公共性は,国家機構に奪われていく過程であるか ら,人間的共同関係にもとづいて公共性が形成されるべきことを実践的な課題としてどう展望して いくかと問題提起する。公共性の問題は最終的には、所有の問題であり、人類史のなかで公共性の 歴史的把握として,共同体社会における共同と公共,古代ギリシャ,ローマ時代の「公共性」,西 欧中世一私的領域の交錯としての公共事業,資本制社会への移行,日本における「公と私」を展開 する。\*\*) この山本英治氏の指摘は,公共性と共同性を資本主義に先行する共同体と所有の発展とい うことから提起した問題として興味深い。

資本主義の形成は、市民としての自由なる個人をつくりだしていった。この自由なる個人は、土地に縛りつけられていた封建的農奴関係と同職組合の支配、師弟・職人規制からも開放されることが必要であった。この解放は、同時に、自分の生産手段と生活手段から離れて、資本関係のなかで自由なる賃労働者として労働力を売ることによって生活手段を得ることしかできないという生きる保障を奪われていくという自由である。「資本関係を創造する過程は、労働者を自分の労働条件の所有から分離する過程、すなわち、一方では社会の生活手段と生産手段を資本に転化させ他方では直接生産者を賃金労働者に転化させる過程以外のなにものでもありえないのである。<sup>28)</sup>

封建的な農奴関係から解放されることは、天然の仕事場である大地と深く結びついている共同体的な関係の生産と相互扶助的生活からもきり離されていくことである。封建的な農奴関係においては、共同体的な関係を基盤にして農奴の生産と生活がなりたっていたのである。生産と生活における家族や共同体における自然性的な共同的分業関係がそこには存在していたのである。それは、強固な固定性をもって継続的に再生産されていく分業関係であった。

共同体的生産と生活関係は自然環境に大きく左右される歴史段階であり、共同体の相違によって、 生活手段と生産手段が異なる。共同体間の接触によって、異なる生活手段が交換されるのであるが、 それは、個人としてふるまうのではない。国家の発展によって、共同体の成員を支配する専制的王 権、封建的領主、封建的貴族等の個人としてふるまう贅沢品等の生活手段の集中がみられる。ここ

では、国家的な支配の「公共性」が機能していくのである。

しかし、直接生産者は、自給自足的経済が基本で、共同体的関係の存在によって、共同性の労働と生活は維持されている。共同性の労働と生活は、人間の自然の関係に自由にきままにふるまうことを許さないのである。農民家族的所有の結合・連合と共同体的所有を基盤とする規制が人間生活の自然循環性を維持させていくことを重視しなければならない。

自由なる賃労働の形成によって、私的な所有関係、資本関係のなかで人間と自然の関係が貫徹していく。市場をとおしての社会的な協同関係をつくっていくが、資本蓄積の増殖という自由なる活動は、資本関係での自然循環的生産との自己規制をもちえないのである。

生活権的公共性は、市民としての自由な活動からでなく、市民としての協同性の構築によって生みだされていく。それは、資本関係による人間的な共同性の喪失によって、新たに、資本蓄積の貧困化によっての文化的生活権を求める人間的自立、人間的諸能力の発達の運動によってつくりだされるのである。

現代社会における資本関係は、巨大化した大規模な資本が国家的な規模、国際的な規模で近代的 科学技術をもっての効率的な生産性を展開している。このため、人間の自然破壊は地球的規模での 自然破壊へとなっていく。人間的共同性のない社会関係が、巨大な自然破壊をつくりだしているの である。

現代では、国土総合開発施策、列島改造計画施策、リゾート開発施策等の国家的プロジェクト開発において、自然の報復としての災害が、数多く生みだされている。生活権的公共性は、人為的自然破壊による災害問題によって、その重要性をみせている。

自然の大地と結びついていた共同体の解体は、個人の自由をつくりだし、個人の尊厳を重視しての人権意識を社会的に形成していった。しかし、共同体のもっていた人間的な共同性の基盤を奪いさったのである。資本主義の形成・発展によって、人間的な協同性は、個人の自由な意識のもとでの生活の連帯性という人間の目的意識性によってしかつくりだすことができなくなったのである。

エンゲルスは、未来の協同社会について、資本主義的な商事会社の冷静さと実務性が古代の共同 団体の共通の社会的福祉に対する配慮が結びついてつくりだすことができると次のようにのべる。

「古代のポリス、中世の都市またはツンフト「同職組合」、土地貴族の封建的連合 [Verband] は、すべてそれを正当化したイデオロギー的な副次的目的をもっていたし、それらの目的は、[中世の]都市貴族の門閥団体やツンフトにあっても、古代のポリスにおとらず、氏族社会の追想や模範から生じた。資本主義的商事会社がはじめて、まったく冷静で、実務的であるが、しかし卑俗である。未来の協同社会 [Assoziation] は、後者の冷静さと古代の協同団体の共通の社会的福祉にたいする配慮とも結びつけ、これによってその目的を実現するであろう |。30

生活権的公共性は、資本主義的貧困化現象の人々の生活の自己認識を伴って、人間としての自然 的な協同性の復権の社会的運動であり、資本主義的生活様式の大量生産・大量消費・大量廃棄物を 克服していく論理である。それは、環境保全優先にとって大切である大規模開発をやめさせること

や大規模経済社会のシステムを制御していく課題である。都市圏拡大、交通量拡大を制御し、都市は、狭い地域のなかに経済や文化を集中させ、農村は、自然をできるかぎりのこし、そのうえで自主的な交流をはかっていくという都市と農村の共存の国土形成が必要ではないかと宮本憲一氏は提案する。<sup>31)</sup>

生活権的公共性の概念を深めていくうえで、宇沢弘文氏がとなえる人間主義的、民主主義的な経済体制を求める中心的概念の社会的共通資本の概念の展開は、国家独占資本主義や官僚的中央集権の国家独占「社会主義」の矛盾に対しての新しい民主主義的な社会経済システムをつくりだしていくうえで、重要な問題提起である。

宇沢氏などは、社会的共通資本をキーワードとして、マルクス経済学者と近代経済学者の共同作業としての「市場・公共・人間」の出版をしているが、そのなかで社会的共通資本を次のように定義している。

「社会的共通資本を一般的な観点からとらえようとするとき,より適切な定義は,一つの社会が人間社会として存立し,その社会を構成する人々がすべて,人間らしい生活を営むことができるように,市民の基本的権利の充足に重要な関わりをもつ財・サービスを生み出すような物的,非物的な希少資源のストックにかんして,必ずしも私的ないしは市場的基準によらないで,むしろなんらかの意味で社会的な基準にしたがって管理運営するような制度を機能的にとらえるものとして定義するのがより適切であろう。それは,人々の直接的な消費活動にかかわるものではなく,現在及び将来の産業活動を効率的に維持していくために必要な希少資源のストックならびにその運営,維持にもかかわる制度をも含めたものである」。30

社会的共通資本は、市民の豊かな生活を営む基本的権利を充足するための希少資源のストックをするために社会的共通資本として管理運営する制度的機能である。さらに、この社会的共通資本は、歴史的、自然的、文化的条件に依存するが、普遍的には、市民の基本的権利であり、コミュニティにおける生活者の思想であるとする。

「社会的共通資本の具体的内容は歴史的な性格をもつが、その基準は、普遍的な市民の基本的権利であり、あくまでもコミニュティにおける生活者の思想である」。33)

環境問題と公共性について、公共性の概念に国家的公共性と市民的生活権的公共性と二つの対立 的な並存する内容がある。そして、これまでは、前者の国家的な公共性の概念が優勢であった。

公共性は、そこに生活する人々にとって福祉の向上や人権を守り、人間の生存の根本的条件である。自然環境等の社会的共通資本の概念が広く普遍化し、社会的に、さらにはグローバルな形で十分な認識がされるようになれば基本的人権としての環境権も確固たるものになる。340

車社会の発展は、環境保全と生活権的な公共性を考えていくうえで、重要な材料を提供できる典型である。資本主義的な車社会は、個々人の社会経済活動の交通手段や私的な生活領域においても機動性と便利さから急速に普及していった。人間生活優先的でない効率を求める車の社会は、人々の日常生活における距離感を短縮し、人々の交流活動を容易にし、文化・教育・買物等の生活手段

の集中化をもたらしていった。

車社会において個々の日常的な交通手段は,個々の自由なる意志によって,外的な時間的制約を ぬきにした活動ができる。個々の交通手段を一層個人化していったのである。この機動性と利便性 をもった車社会は,公共的交通手段を後退させていった。一方,車社会のための条件整備として, 日常的な道路網の開発,高速道路の発達をもたらした。膨大な公共事業が道路に費やされたのであ る。まさに,国家的な公共性による公共事業が行われていく。

そして、資本主義的な効率を求めた車社会の国家的な道路建設は、歩道という世界をおいやっていった。農村の田園風景で自由に歩いて散策する道を奪い、自動車道路の隅でひっきりなしにとおる車のなかで恐々として歩かねばならない子どもや高齢者の状況にかわっていったのである。忙しくとびまわる巨大なトラック、車で走りぬけるレジャー気分の若者と恐怖のなかで歩かねばならない子どもや高齢者の実相がある。

道路のなかで自然と融合した人間優先の歩道が整備されていかないのは、不変資本のコストダウンと効率主義を求める資本主義的な論理が人間生活中心の公共的な生活の論理を追いやった。人間中心的な生活の論理からでは、歩道の整備と同時に公共的な交通機関整備のきめ細かな充実が求められている。

農村では、中・長距離における鉄道の廃止と公共バスの一日 1 ~ 2 本という便数の極端な制限にみられるように公共的な交通機関が消えていった。交通手段は基本的に個人の車へと変わっている。農村では、バスなどの運行も定期的なきめ細かい公共的機関的なものがなくなり、それに替わって、ゴルフ業者・旅館業者・民間医療機関の送迎バス、スクールバスというように特定の限定したものしか走らないものに変わっていき、自由に利用できるバス運転はなくなっていく。車の運転できないものにとって、自由に利用する交通手段は、多額の料金を払うタクシーになっている。農村において、公共的な交通機関が整備されていないことは、様々な民間のバス運行、役場の目的別のバス運行、個人の車の運行、タクシー等地域の交通手段の多額の浪費があることを見落としてはならない。

人間生活優先的でない車中心な社会は、社会の様々な社会的歪みをつくった。交通事故の多発、野外での子どもの遊び空間の略奪、車を運転できないものの社会的孤立化、道路の公共事業による汚職等の社会的な歪みをもたらしていったのである。とくに、農山漁村の高齢化した地域では、バスの本数の削減、生活手段の集中化により、日常生活での買物、病院への通院等交通手段が極めて不便になっていく。この日常生活の不便性で実質的に生活が孤立していく。高齢化した農村は、生活機能が成り立たなくなり、廃村の危機に瀕している地域が多い。車社会は、車の運転できないものに絶えがたい生活苦をもたらしている現実がある。

高齢者や子ども等の社会的弱者への歪みは、同時に二酸化炭素等の大量の廃棄ガスを大気に放出していった。低公害車の開発という次元だけでは解決できない問題状況をつくりだしている。ここでは、車の総量規制というための公共的な交通機関の発達の課題が生まれている。

車社会と同時に、エネルギー問題も生活権的公共制の問題を考えていくうえで重要な課題である。 電力は、現代の人々の生活にとっての欠かすことのできないものになっている。生産と消費生活過程における電気需要の発達は、現代の人々に利便性、効率性等物質的な豊かさをつくりだしたが、その一方で発電のための化石燃料の大量使用による公害問題、巨大なダム開発による自然破壊、原子力の事故による地球規模の放射能汚染問題を起こした。

公共的生活権の問題を考えていくうえで、環境保全のためのエネルギーの創造として、自然循環的な発電装置、地域的なエネルギー創出、有効な電力利用の工夫、節電、電力の利用者による自力発電装置の工夫等多くの課題がある。効率的な大規模の大量発電から地域的なレベルの自然循環的な発電装置の創造は、人類の環境問題にとってきわめて大切である。環境保全社会をつくりあげるためには、エネルギーの浪費をなくし、太陽熱、風力、地熱、海からの力等の自然のエネルギーの活用による化石燃料の抑制である。

これらのエネルギーは、大量の発電ではなく、自然を生かした地域的条件を活用しての多様な方法によるエネルギー開発であり、地域性や個々の事業所、家庭で工夫してのエネルギー対策である。 この対策は、個々の利用者がみえている地域生活圏を単位にしてのエネルギーの創造である。

巨大な火力発電所,原子力発電所,水力発電所は,自然循環型のエネルギーとの矛盾構造をもっている。それらに変わるエネルギーとして自然循環的な地域エネルギーが注目されているのである。電力の開発からみれば,直接的な生産効率や目先の生活の利便性ばかりでなく,将来の人間の生存を保障していく、人間の再生産を可能にする生活権的公共性の確立が求められる。

生活権的公共性を確立していくうえで、豊かな環境を保全し、文化的な地域づくりを担っていく 住民の自治能力の発展が不可欠である。制度的に住民参加の環境アセスメントができても住民が自 ら環境を保全していく能力をもたねば実質的な住民参加の意味をもたない。宮本憲一氏は、住民参 加制度が確立しても人民の高い文化水準と自治能力が必要であり、それを保障していくのは、教育 の力であると次のように強調している。

「自治権と環境権が確立し、住民参加が制度化したとしても、これらの権利や制度によって環境の質を維持・向上できるかどうかは、人民の文化水準(人間の「質」といってもよい)と自治能力(地域の政治や経済を管理する能力)にかかっている。高い文化水準や自治能力が生まれるのは教育によるところが大きい」。35)

住民の参加民主主義のないところで、遂に国家独占資本の開発の論理の動員主義が利用され、自ら豊かな地域を創造していくための住民の環境評価、監査的機能が動かない。この住民の参加民主主義は住民自治能力の発達が不可欠であることを忘れてはならない。人間的な発達という地域住民が自立して自己決定できるための住民の教育権の確立がないところでは、参加民主主義は実質化しない。住民の教育権は、学校教育から社会教育までも含む生涯において学習できる権利であることを見落としてはならないのである。

# むすびにあたって

本論では、環境問題を地域生活権という視点から方法論的に明らかにした。この分析において、マルクス主義的な地域社会学的方法から現代の環境問題を整理した。環境問題を資本主義的生産力発展の矛盾問題としてとらえ、人間労働のあり方と環境保全の見通しを社会経済の構造的把握から解きあかした。そして、地域環境権と地域民主主義のための課題を明らかにした。

ここでは、地域環境権の視点の重要性を指摘し、環境基本法のあいまいさを問題にした。さらに、環境保全型社会経済システムの確立において、生活権的公共性の問題提起をしたのであった。本論では、これらの問題について、精緻に展開できたわけではなく、問題提起な方法論の次元の域を越えていない。さらに、論理的に深めていかねばならないと考えている。

当初の本論の予定では、第三章に「持続可能な発展と環境保全的な地域自立」を書く予定であったが、時間と紙数の制約から展開することができなかった。別稿にて、執筆する計画である。本稿での地域生活権の内容論には、地域的な発展の権利の概念も含まれており、それは、第三章で展開する予定であった持続可能な発展の問題の論理展開の媒介項になるものであった。地域発展の権利と生涯学習ということについては、北海道大学教育学部紀要第71号「地域発展の権利と生涯学習」(1996年9月)209頁~221頁参照されたい。

注

- (1) カール・マルクス「資本論第一巻」大月書店(マルクス=エンゲルス全集刊行委員会訳), 234頁
- (2) 前掲書, 241頁
- (3) 前掲書, 663頁~664頁
- (4) 前掲書, 664頁
- (5) 前掲書, 665頁~666頁
- (6) 前掲書, 667頁
- (7) 前掲書, 459頁~460頁
- (8) 前掲書, 462頁
- (9) 前掲書, 857頁
- (10) 前掲書第3巻,「資本主義的生産の総過程」, 111頁
- (11) 前掲書第3巻, 127頁~129頁
- (12) 前掲書第1巻, 468頁
- (13) エンゲルス「自然弁証法」マルクス=エンゲルス全集20巻大月書店、491頁~492頁
- (14) 前掲書, 492頁
- (15) 前掲書, 493頁
- (16) 前掲書, 「反デューリング論」118頁
- (17) 飯島伸子「環境社会学のすすめ」丸善ライブラリー, 195頁

- (18) 環境庁企画調整局企画調整課「環境基本法の解説」98頁~99頁参照
- (19) 田畑茂二郎・竹本正幸編「国際人権条約,宣言集第二版」東信堂,233頁~236頁
- (20) 前掲書, 236頁~239頁
- ②1) 前掲書「環境基本法の解説」ぎょうせい、101頁
- (22) 前掲書, 102頁
- (23) 前掲書, 33頁~34頁
- ②4 ながた良夫「地球環境問題と大企業」経済誌1991年2月号新日本出版,72頁~75頁参照
- ② 熊谷ひろし「企業環境の変化と企業の環境対応」日本科学者会議公害問題研究委員会編「21世紀型企業の 環境保全戦略」木曜社,86頁~87頁参照
- 26 井上林・高木史人「環境保全型企業経営における環境情報のディスクロージャーと環境監査」前掲書, 102 頁~104頁参照
- ② 前掲書マルクス, エンゲルス全集20巻, 491頁~492頁
- (28) 山本英治「公共性と共同性」宮本憲一編「公共性の政治経済学」自治体研究社,48頁~53頁参照
- 29 前掲書「資本論第一巻」934頁
- 80 エンゲルス遺稿「未来の協同社会について」前掲書「マルクス,エンゲルス全集21巻」393頁
- (31) 宮本憲一「環境と開発」岩波書店, 254頁
- 82 宇沢弘文「社会的共通資本とはなにか」宇沢弘文・高木郁郎編「市場・公共・人間」第一書林, 42頁
- (3) 前掲書, 字沢論文43頁
- 84 家木成夫「環境と公共性」121頁~134頁参照
- 39 宮本憲一「環境経済学」岩波書店,342頁